

徳島県選挙管理委員会告示第四十四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定に基づく資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和六年五月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	届出年月日
後藤正和	ごとう正和後援会	令和六年三月二十八日